

# 東浦町分別収集計画

令和4年6月

東浦町生活經濟部環境課

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本町の廃棄物処理は、もえるごみ、もえないごみの処理を東部知多クリーンセンター（2市2町で構成の一部事務組合）で行っています。焼却施設は建設してから30年が経過したため、新しくごみ処理施設を建設し、平成31年3月に供用を開始しました。

建設に際しては最新の熔融炉を導入し、ごみを安定的に処理・資源化（メタル・スラグ化）できるようになりました。また、ごみの減量を推進するため、処理能力を240t/日から200t/日に抑えた設備を採用していますが、ごみのすべてを資源化することはできないため、一部は埋め立て処分もしくは焼却灰として処分されている状況にあります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、もって、循環型社会の形成を図ります。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) リデュース、リユース、リサイクルの推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,894	1,877	1,860	1,843	1,827

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当っては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

- ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制を求める啓発をする。
- ・詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。
- ・学校や自治会、その他団体からの要請に応じて出前講座を実施し、ごみの分別方法やごみの減量の考え方を教え、ごみに関する認識を深める。
- ・「ごみの分け方・出し方」のポスターを作成・配布し、広報紙・ホームページ等でごみの分別に関する情報を掲載し、ごみの分別意識の向上を図る。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール缶 アルミ缶
主としてガラス製の容器 〔 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 〕	生きびん 雑びん（無色・茶色・ その他色）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（その他の紙類）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	64		64		64		64		64	
主としてアルミ製の容器	80		80		80		80		81	
無色のガラス製容器	(合 計) 125									
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 125								
茶色のガラス製容器	(合 計) 92									
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 92								
その他のガラス製容器	(合 計) 67									
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 67								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	17		17		17		17		17	
主として段ボール製の容器	363		364		364		364		364	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 65		(合 計) 66		(合 計) 66		(合 計) 66		(合 計) 66	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 65	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 66						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 161		(合 計) 162		(合 計) 162		(合 計) 162		(合 計) 162	
	(引渡 量) 161	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 162	(独自 処理 量) 0						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 453		(合 計) 453		(合 計) 453		(合 計) 453		(合 計) 454	
	(引渡 量) 453	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 454	(独自 処理 量) 0						

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

$$= \text{直近年度分の分別基準適合物等の収集実績 (g)} \times 365 \text{ 日} \times \text{推計人口 (人)}$$

※人口変動率は近年の人口増減の傾向を勘案し、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
50,392人 (対前年度比)	50,412人 (対前年度比)	50,432人 (対前年度比)	50,452人 (対前年度比)	50,472人 (対前年度比)
100.04%	100.04%	100.04%	100.04%	100.04%

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

本町では、昭和54年からプラスチックを除く容器包装廃棄物の分別収集を開始しました。ペットボトルについては、平成8年12月から分別収集を開始しました。プラスチック製容器包装、白色トレイは平成12年12月から分別収集を開始しましたが、白色トレイについては、平成27年度からプラスチック製容器包装として回収しています。また、令和3年6月からプラスチック製容器包装の回収を毎週化しました。

**分別収集の実施主体**

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	スチール缶	委託業者による指定日回収	委託業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	生きびん		
	茶色のガラス製容器	雑びん（無色・茶色・その他色）		
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙類（紙パック）		
	段ボール	紙類（段ボール）		
	その他の紙製容器包装	紙類（その他の紙類）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本町では、容器包装廃棄物のうち、有価物は買取り業者へ売却し、その他のものは委託業者でゴミ除去、選別、圧縮、保管等の中間処理を行っています。また、一般ごみに混入した資源物は、東部知多クリーンセンターで機械選別により資源化を行っています。

### 分別収集の用に供する施設整備等

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	プラスチックコンテナ、 又は専用麻袋	平ボディ車	売却
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	生きびん	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間委託 (選別)
茶色のガラス製容器	雑びん（無色・ 茶色・その他色）			
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙類（紙パック）	なし	平ボディ車	売却
段ボール	紙類（段ボール）			
その他の紙製容器包装	紙類（その他の 紙類）			
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ、 又は専用麻袋	平ボディ車 パッカー車	民間委託 (選別・圧縮)
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	専用回収ネット、又は 自立容器		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別排出を徹底するため、広報紙やホームページ等にごみの分け方・出し方等に関する情報を掲載し、啓発に努めます。
- (2) ごみの分別と減量をすすめる会において、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化等についての審議をすすめます。
- (3) 分別収集を推進するため、ごみの減量等に関する事業に協力する団体に、町が実施する資源ごみの回収量に応じて補助金を交付します。